滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借契約書（案）

滋賀県知事　三日月　大造（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、滋賀県税務総合システム用機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、甲に対して、本契約書および別添の「滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、機器等を賃貸するものとし、甲はその対価として乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

（機器等の詳細）

第２条　機器等は、滋賀県税務総合システムが稼働するために必要な機器およびソフトウェアとし、その内訳および数量は、仕様書別紙２－１のとおりとする。

（機器等の納入期限・納入場所）

第３条　機器等の納入期限および納入場所は次のとおりとする。

(1) 納入期限　令和９年12月31日

(2) 納入場所　仕様書の納入場所のとおり

（賃貸借期間）

第４条　賃貸借期間は、令和10年１月１日から令和14年12月31日までとする。

２　前項の賃貸借期間終了後、機器等の所有権については滋賀県に移転せず、乙は速やかに賃貸借の機器等を回収し、撤去するものとする。

３　前項の回収および撤去に要する費用は、本契約の賃貸借料に含まれるものとする。

４　乙は、第２項の回収および撤去を行うにあたっては、仕様書および次の各号に定めるところにより、機器等に記録されたデータを抹消し、復元不可能な状態にするものとする。

(1) 機器等の設置場所において、甲の職員の立会いのもと抹消作業を行うこと。設置場所において行うことができない場合は、あらかじめ、その理由および抹消方法を書面により示し、甲の承認を得ること。

(2) データが確実に抹消されたこと証する書面を、抹消作業の実施状況を記録した写真とともに甲に提出すること。

（業務報告）

第５条　乙は仕様書に記載された内容を誠実に履行するものとし、乙所定の報告様式によって毎月１回の業務の実施状況の報告を行うとともに、甲の主催する会議に出席し、業務の実施状況について説明しなければならない。報告内容に問題がなければ、当月における賃貸借業務は完了するものとする。

（賃貸借料）

第６条　賃貸借料は、総額金　　円（うち消費税および地方消費税の額　金　　円）とする。

（賃貸借料の請求および支払）

第７条　乙は、甲に対し前条に定める賃貸借料を令和10年１月から令和13年12月までは各月金　　円（うち消費税および地方消費税の額　金　　円）、令和14年１月から令和14年12月までは各月金　　円（うち消費税および地方消費税の額　金　　円）を機器等の使用月の翌月に請求するものとする。

２　甲は、乙から適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

３　甲の責めに帰すべき事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第８条　契約保証金は免除する。

（第三者への委託等の禁止）

第９条　乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「委託」という。）ができる。

２　甲は乙に対して、前項の委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

３　第１項の委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

（契約不適合責任）

第10条　乙は、第３条に規定する機器等の納入後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の納入（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから１年以内に乙に対して通知した場合に限る。

２　甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。

３　前２項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

（機器等の管理）

第11条　甲は、機器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

２　甲は、機器等を本来の用法によって使用し、かつ甲の業務の範囲内で使用するものとする。

（点検および保守）

第12条　乙は、賃貸借期間中、甲が機器等を良好な状態で使用できるよう、乙の負担により点検および保守を行うものとする。

２　前項において、甲の不注意または不適法な使用に起因しない機器等の故障は、乙が乙の負担により修補、取替え等の処置を行い、速やかに良好な状態に回復させなければならない。

（権利の帰属）

第13条　本契約により仕様書で指定する納入物（以下「納入物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）は、甲または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属する。

２　甲は、納入物のうちプログラムの複製物を著作権法第47条の３に従って、自ら電子計算機で実行するために必要な範囲で複製し、著作権法第47条の６第１項第２号に従い翻案することができる。

３　甲は、納入物のうち報告書等の文書を、その利用に必要な範囲で複製および翻案することができる。

４　乙は、納入物について、甲および甲が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。

（第三者の権利）

第14条　乙は、納入物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

２　納入物の著作権の取扱いは、著作権法に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

(1)　納入物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、甲が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、乙は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

(2)　乙は、納入物に関して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責に帰すべきものである場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理しなければならない。なお、甲は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知することとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第15条　乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第16条　甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

（契約内容の変更）

第17条　甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または第３条に規定する機器等の納入を中止させることができる。この場合において、賃貸借期間、賃貸借料その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

３　前項の賠償額は甲乙協議して定める。

（甲の解除権）

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。

(3) 乙が、正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。

(4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。

(5) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。

(6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ　法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。

２　乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第19条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

(1) 第17条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、賃貸借料が３分の２以上減少することとなったとき。

(2) 甲が契約に違反したとき。

２　前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

（誓約書の提出）

第20条　乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第18条第１項第６号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別記様式１）のとおり誓約するものとする。

（不当介入があった場合の通報・報告義務）

第21条　乙は、本契約の履行に当たり第18条第１項第６号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

（機器等の返還）

第22条　契約の解除により、甲から乙に機器等を返還する必要が生じた場合、これに要する費用は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により契約を解除した場合の返還費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　乙は、前項の返還にあたっては、仕様書および次の各号に定めるところにより、機器等に記録されたデータを抹消し、復元不可能な状態にするものとする。

(1) 機器等の設置場所において、甲の職員の立会いのもと抹消作業を行うこと。設置場所において行うことができない場合は、あらかじめ、その理由および抹消方法を書面により示し、甲の承認を得ること。

(2) データが確実に抹消されたこと証する書面を、抹消作業の実施状況を記録した写真とともに甲に提出すること。

（業務実施体制等）

第23条　甲および乙は、本契約の業務の実施に係る責任者および従事者を定め実施体制を確立するものとし、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を相互に通知するものとする。また、実施体制に変更があった場合は速やかに報告するものとする。

２　乙は、第９条の規定による委託を行う第三者（以下「委託先」という。）についても実施体制表に含めるものとする。

（業務従事者の労務管理）

第24条　本契約の業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の事務所内になる場合の乙の従事者に係る服務規律等については、甲乙協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、本契約の業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（検査、監督）

第25条　甲は、必要があると認める場合には、乙の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。

２　乙は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（履行状況等の報告）

第26条　乙は、甲から本契約の履行状況等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

（資料の提供）

第27条　乙は、甲に対し、業務に必要な資料の提供を要請することができる。

２　甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。

３　提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

（資料の管理）

第28条　乙は、甲から提供された本契約の業務に係る資料（各種帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

(1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。

(2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。

(3) 甲の事前の承認を得た場所以外に持ち出してはならない。

(4) 本契約の業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。

(5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。

２　乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

３　前２項の規定は、委託先において準用する。

（目的外使用の禁止）

第29条　乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除き、本契約の業務以外の目的に使用してはならない。

（立入権）

第30条　乙は、本契約の業務に伴う作業の実施を目的として、甲の了解を得た上で、当該作業の従事者を機器等の設置場所に立ち入らせることができるものとする。この場合において、従事者は身分を証明する証票を必ず常時携行しなければならない。

（作業場所等の制限）

第31条　乙は、秘密保持および委託業務遂行上の必要性から、甲の事務所内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

２　甲は、前項の規定による乙からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合、作業場所および機器等は甲の使用するものと明確に区別する。

３　乙は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合、これを本契約の業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

４　乙は、第２項の規定により作業場所を使用する場合、明示された条件のほか、次に掲げる事項を乙の従事者に遵守させなければならない。

(1) 乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(2) 法人名入りの名札を着用すること。

（秘密保持義務）

第32条　甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報

(2) 開示後、甲および乙の責めに帰することができない事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

(5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

２　乙は、前項の規定を遵守させるため、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させること。

(2) 秘密情報を取り扱う責任者および従事者に、業務に従事する際に秘密保持についての誓約をさせ、秘密保持保証書（別記様式２）を甲に提出すること。

３　前２項の規定は、委託先において準用する。

（情報漏洩等の対応）

第33条　乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

（個人情報の保護）

第34条　乙は、本契約の業務のために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別紙１）を遵守しなければならない。

２　乙は、本契約の業務のために特定個人情報および個人番号を取り扱う場合には、特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（別紙２）を守らなければならない。

３　前項の規定は、委託先において準用する。

（法令等の遵守）

第35条　乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第36条　本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約費用）

第37条　本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（物品搬入時等の自動車の使用）

第38条　乙は、物品納入時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを奨励するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

（その他）

第39条　本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

２　本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本契約の証として本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　　滋賀県大津市京町四丁目１番１号

滋賀県知事　三日月　大造

乙

別紙１（第34条関係）

個人情報取扱特記事項

（個人情報の取扱い）

第１　乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

２　前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

（安全確保の措置）

第３　乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

（取得の制限）

第４　乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第５　乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

（資料等の返還等）

第７　乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

（業務に従事する者への周知および監督）

第８　乙は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

２　乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（調査および報告）

第９　甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、定期におよび必要に応じて随時に調査をすることができる。

２　乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（指示）

第10　甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（事故発生の報告）

第11　乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

別紙２（第34条関係）

特定個人情報等の取扱いに関する特記事項

（特定個人情報等の保護に関する法令等の遵守）

第１　乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第６号。以下「ガイドライン」という。）に基づき、本特定個人情報等の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、特定個人情報および個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者および作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、特定個人情報等の取扱いに係る作業責任者および作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

４　乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

５　作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

６　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱区域の特定）

第４　乙は、特定個人情報等を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第５　乙は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この業務の適切な履行に必要な教育および研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　乙は、前項の教育および研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６　乙は、この業務の履行により直接または間接に知り得た特定個人情報等を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後または契約解除後も同様とする。

２　乙は、この業務に関わる作業責任者および作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第７　乙は、この業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２　乙は、この業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性および信頼性を確保する対策ならびに再委託先に対する管理および監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為およびその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理および監督の手続および方法について具体的に規定しなければならない。

５　乙は、再委託先に対してこの業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８　乙は、この業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為およびその結果について責任を負うものとする。

（特定個人情報等の管理）

第９　乙は、この業務において利用する特定個人情報等を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報等の管理を行わなければならない。

(1)　個人番号を取り扱う事務、特定個人情報等の範囲および同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

(2)　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握および安全管理措置の見直しを行うこと。

(3)　事務取扱担当者の監督・教育を行うこと。

(4)　特定個人情報等を取り扱う区域の管理、機器および電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器および電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5)　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

（提供された特定個人情報等の目的外利用および第三者への提供の禁止）

第10　乙は、この業務において利用する特定個人情報等について、この業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第11　乙は、甲乙間の特定個人情報等の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時および場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

（特定個人情報等の返還または廃棄）
第12　乙は、この業務の終了時に、この業務において利用する特定個人情報等について、甲の指定した方法により、返還または廃棄を実施しなければならない。
２　乙は、この業務において利用する特定個人情報等を消去または廃棄する場合は、事前に消去または廃棄すべき特定個人情報等の項目、媒体名、数量、消去または廃棄の方法および処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
３　乙は、特定個人情報等の消去または廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
４　乙は、この業務において利用する特定個人情報等を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
５　乙は、特定個人情報等の消去または廃棄を行った後、消去または廃棄を行った日時、担当者名および消去または廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告および緊急時報告）
第13　乙は、甲から、特定個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、特定個人情報等の取扱いの状況に関する定期報告および緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査および検査）
第14　甲は、この業務に係る特定個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証および確認するため、乙および再先に対して、監査または検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、またはこの業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）
第15　乙は、この業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故（番号法違反またはそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
２　乙は、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
３　甲は、この業務に関し特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）
第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部または一部を解除することができる。
２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）
第17　乙の故意または過失により、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式１（第20条関係）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

１　自己または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
(2)　暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
(3)　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
(4)　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
(5)　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(6)　上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

２　１の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

別記様式２（第32条関係）

秘密保持保証書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事　　三日月　大造

住　　所

商号または名称　　印

代表者職・氏名　　印

滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借契約の履行に際し、職務上知り得た個人情報等の秘密情報を、現在の職にある時またはこの職を退いた後において、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない旨を従事者に誓約させていることを保証します。

（写）

秘密保持誓約書

商号または名称
代表者職・氏名　○○　○○　様

私は、滋賀県税務総合システム用機器等の賃貸借契約において職務上知り得た個人情報等の秘密情報を、現在の職にある時またはこの職を退いた後において、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しないことをかたく誓います。

令和　　年　　月　　日

（従事者）
氏　　名　　印